

## 3Dプリンターレンタル契約書（村長向け）

本契約は、株式会社 M&C テクノロジー（以下「甲」という）と、うおーたーぶにぷに村長会員（以下「乙」という）との間で、3Dプリンター（以下「本機材」という）のレンタルに関して、以下の通り締結する。

---

### 第1条（目的）

甲は乙に対し、乙がワークショップ活動及び3D製品の製造に利用する目的で、本機材を貸与し、乙はこれを賃借する。

---

### 第2条（貸与物の内容）

1. 本契約に基づき貸与される本機材は、甲が指定する3Dプリンター本体及び付属品一式とする。
2. 消耗品（フィラメント等）は原則として乙が負担し、甲指定の材料を優先的に使用すること。

---

### 第3条（貸与期間）

1. 契約期間は、原則として ○年○月○日から1年間とする。
2. 期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも解約の意思表示がない場合、同一条件で自動更新される。

---

### 第4条（レンタル料）

1. 乙は甲に対し、本機材レンタル料として月額○○円（税込）を支払う。
2. 支払方法は甲が指定する口座への振込または自動引落とする。
3. 入金確認後、翌月分の利用が可能となる。

---

### 第5条（引渡し・設置）

1. 本機材は甲が発送し、乙が受領する。
2. 設置・初期設定は乙の責任において行う。ただし甲はスターターガイド・サポート窓口を提供する。

---

### 第6条（使用・管理義務）

1. 乙は善良なる管理者の注意をもって本機材を使用・保管する。
2. 本機材を第三者に転貸・譲渡・担保設定してはならない。
3. 火災・水濡れ・過失による破損・紛失等があった場合は、乙の責任において修理費または代替費を負担する。

---

### 第7条（禁止事項）

乙は以下の行為を行ってはならない。

1. 公序良俗に反する造形物の製作
2. 甲の承諾なく本機材を改造すること
3. 非会員への不正な貸与や有償転貸

---

#### 第8条 (サポート・修理対応)

1. 甲は乙に対し、オンラインでの操作サポートを提供する。
2. 修理・メンテナンスは原則として無償とする。ただし、パーツ交換・機器返送が必要な場合、その送料は乙の負担とする。
3. 乙の過失（落下・水濡れ・誤使用・改造等）による故障・破損については有償修理とする。
4. 初期不良の場合は甲の負担で修理または交換を行う。

---

#### 第9条 (契約の解除)

1. 乙が本契約に違反した場合、甲は即時に契約を解除できる。
2. 解除の場合、乙は本機材を速やかに甲へ返却するものとする。

#### 第10条 (クーリングオフ)

乙は、本契約書を締結し本機材を受領した日から 30 日以内（1 カ月間）に限り、書面または電磁的手段（メール等）により通知することで、本契約の全部を無条件で解除（以下「クーリングオフ」という）することができる。

クーリングオフが行われた場合、乙は本機材を速やかに甲へ返却するものとする。

クーリングオフに伴う本機材の返送料は 乙の負担 とする。

甲は、本機材の返却確認後、既に支払われたレンタル料のうち、未使用期間分がある場合には、速やかに返金するものとする。

乙による使用上の過失、破損、汚損、付属品の欠品等が認められる場合、甲は修理費用または相当額を差し引いた金額を返金することができる。

#### 第11条 (返却)

1. 契約終了時、乙は本機材を良好な状態で甲に返却する。
2. 返却に要する送料は乙の負担とする。

---

#### 第12条 (製造物責任 (PL 法) 対応)

1. 甲は、レンタル機材に起因する欠陥により第三者に損害が生じた場合、製造物責任法 (PL 法) に基づき、加入済みの PL 保険の範囲において対応する。
2. ただし、乙が以下のいずれかに該当する使用をした場合は、甲は責任を負わない。
  - 甲の指示またはマニュアルに反した使用
  - 不適切な改造、部品交換
  - 甲指定以外の消耗品の使用に起因する事故
3. 乙がワークショップ等で製作・販売する製品に関して生じた損害は、乙の責任において対応する

ものとする。

---

### 第13条（免責）

自然災害、不可抗力により生じた損害について、甲は責任を負わない。

---

### 第14条（その他）

1. 本契約に定めのない事項は、甲乙協議の上、誠意をもって解決する。
  2. 本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 

### 第15条（未成年者の使用）

1. 本契約は甲と乙（村長会員）の間でのみ有効に締結され、非会員との契約は行わない。
2. 乙が未成年の子どもに本機材を使用させる場合、乙が親権者として監督責任を負うものとし、甲は子どもの使用に起因する事故・損害について一切責任を負わない。
3. 乙は、子どもに使用させる場合にも、甲の定めるマニュアル・安全指示を遵守させる義務を負う。

#### 署名欄

甲：株式会社 M&C テクノロジー  
住所：〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-2-15-401  
(株)M&C テクノロジー  
代表者： 賀金晶 印

乙（会員村長氏名）

住 所：

署 名：

印